

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続)</p> <p>7の2-5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記7の2-6までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記7の2-7までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記7の13-1までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記7の13-1までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13-1までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続)</p> <p>7の2-5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記7の2-6までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記7の2-7までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記7の13-1までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記7の13-1までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13-1までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>記載内容を簡略化することができる。</p> <p>イヘル (省略)</p> <p>ヲ 法第94条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸入貨物に関する帳簿を備え付け、輸入貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び<u>書類</u>の名称その他当該帳簿及び書類の保存に関する状況（当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存若しくは当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている場合又は当該書類に係る電磁的記録の保存若しくは当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えている場合には、その旨を含む。）</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>又はその記載内容を簡略化することができる。</p> <p>イヘル (同左)</p> <p>ヲ 法第94条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸入貨物に関する帳簿を備え付け、輸入貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び<u>保存している書類</u>の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」という。）の規定に基づく保存等の承認（同条第3項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。）を受けている場合には、その旨を含む。）</p> <p>(3) (同左)</p>
<p><u>(特例輸入者に係る帳簿の備付け等に関する用語の意義)</u></p> <p>7の9-1 法第7条の9第1項に規定する<u>特例輸入者に係る帳簿の備付け等</u>に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第7条の9第1項の規定により特例輸入者が備え付けることとされている<u>特例輸入関税関係帳簿</u>については、令第4条の12第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、<u>特例輸入者が</u>有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば仕入書に<u>輸入の許可の年月日</u>及び<u>輸入の許可書の番号</u>を追記したものや、特例申告書の写しに仕出人名を追記したものであっても差し支えない。</p> <p>(2) 令第4条の12第2項第2号に規定する「貨物の所属区分を明らかにする書類」とは、貨物の性状等を記載した成分分析表、仕様書等、同項第1号に掲げるもの以外のもので貨物の所属区分を明らかにする書類をいい、例えば次のようなものが含まれる。</p>	<p><u>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</u></p> <p>7の9-1 法第7条の9第1項に規定する<u>帳簿書類の備付け等</u>に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第7条の9第1項の規定により特例輸入者が備え付けることとされている<u>帳簿</u>については、令第4条の12第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、<u>特例輸入者の</u>有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば仕入書に<u>輸入許可年月日</u>及び<u>輸入許可番号</u>を追記したものや、特例申告書の写しに仕出人名を追記したものでも差し支えない。</p> <p>(2) 令第4条の12第2項第2号に規定する「貨物の所属区分を明らかにする書類」とは、貨物の性状等を記載した成分分析表、仕様書等、同項第1号に掲げるもの以外のもので貨物の所属区分を明らかにする書類をいい、例えば次のようなものが含まれる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ (省略) ロ 個別の申告ごとに貨物の性状が明確に記載（例えば、「卑金属製スライドファスナー」（ <u>輸入統計品目番号</u> 9607.11-000））されている場合の当該書類	イ (同左) ロ 個別の申告毎に貨物の性状が明確に記載（例えば、「卑金属製スライドファスナー」（ <u>HS</u> 9607.11-000））されている場合の当該書類
ハ 個別の申告において製品名が記載（例えば、TCEP）され、別途の書類に成分（トリスホスフェート100%、 <u>輸入統計品目番号</u> 2919.10-000）が記載されている場合の当該書類	ハ 個別の申告において製品名が記載（例えば、TCEP）され、別途の書類に成分（トリスホスフェート100%、 <u>HS</u> 2919.10-000）が記載されている場合の当該書類
ニ 個別の申告に係る <u>仕入書</u> に製品名及びコードが記載（例えば、ボールSUJ-22）され、別途の書類に詳細な性状が記載（ボールベアリングの玉であることが明示、 <u>輸入統計品目番号</u> 8482.91-000）されている場合の当該書類	ニ 個別の申告に係る <u>インボイス</u> に製品名及びコードが記載（例えば、ボールSUJ-22）され、別途の書類に詳細な性状が記載（ボールベアリングの玉であることが明示、 <u>HS</u> 8482.91-000）されている場合の当該書類
ホ 個別の申告に係る <u>仕入書</u> に品名が記載（例えば、てん菜糖）され、別途の書類に詳細な成分が記載（例えば、乾燥状態におけるしょ糖の含有量が検糖計の読みで96度、 <u>輸入統計品目番号</u> 1701.12-100）されている場合の当該書類	ホ 個別の申告に係る <u>インボイス</u> に品名が記載（例えば、てん菜糖）され、別途の書類に詳細な成分が記載（例えば、乾燥状態におけるしょ糖の含有量が検糖計の読みで96度、 <u>HS</u> 1701.12-100）されている場合の当該書類
(3) 令第4条の12第4項に規定する「特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し」とは、例えば、特例輸入関税関係帳簿に記載されている輸入の許可書の番号を特例輸入関税関係書類に付す方法、相互に関連する特例輸入関税関係帳簿と特例輸入関税関係書類の双方に仕入書番号、契約番号等の共通した番号を付す方法等により、特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係を確認することができるよう整理することをいう。また、他の書類を確認すること等によって特例輸入関税関係帳簿の記載事項に関連する特例輸入関税関係書類が確認できる場合には、特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が明らかであるように整理されているものとして取り扱う。	
なお、令第4条の12第4項の規定は、法第7条の9第2項において準用する法第94条の2の規定により特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存並	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>びに特例輸入関税関係書類の保存に代えている電磁的記録、同項において準用する法第94条の3の規定により特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特例輸入関税関係書類の保存に代えている電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルム並びに同項において準用する法第94条の5に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録についても適用されることに留意する。</p> <p>(4) 令第4条の12第4項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p><u>(保存義務者に関する規定の準用)</u></p> <p><u>7の9-2 特例輸入者が法第7条の9第2項において準用する法第94条の2から第94条の6までの規定に基づき、特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特例輸入関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記94の2-1から94の2-39まで及び94の5-1から94の5-9までの規定に準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(3) 令第4条の12第4項に規定する「<u>第1項の帳簿及び第2項の書類を整理し</u>」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p><u>(承認申請手続等)</u></p> <p><u>7の9-2 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。</u></p> <p>(1) <u>承認申請書の提出</u></p> <p><u>法第7条の9第2項において準用する電子帳簿保存法（以下この節において単に「電子帳簿保存法」という。）第6条第1項及び第2項（電子帳簿保存法第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請（以下この項において「承認申請」という。）は、当該承認を受けようとする関税関係帳簿又は書類（以下この節において「関税関係帳簿書類」という。）の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「<u>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書</u>」（C-9300）若しくは「<u>関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書</u>」（C-9310）又は当該承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要等必要事項を記載した「<u>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書</u>」（C-9315）（以下この項及び後</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>記7の9-4において「承認申請書」という。) 2通(原本、申請者用)を、担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2) 承認申請書の記載事項 <u>規則第1条の4において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則</u>(平成10年3月31日大蔵省令第43号)(以下この節において単に「電子帳簿保存法施行規則」という。)第5条第1項第7号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去1年以内の承認の取消しの有無を記載させる。</p> <p>(3) 添付書類の取扱い <u>電子帳簿保存法施行規則第5条第2項第3号に規定する「申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</u>としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認を受けている場合、当該承認を受ける際に提出した承認申請書の写し等を添付させる。</p> <p>(4) 承認申請書の提出期限 <u>承認申請書の提出期限は、電子帳簿保存法第6条第1項及び第2項の規定により、備付け開始日又は保存を行おうとする日の3月前の日である。</u>ただし、新たに特例輸入者となった者については、後記7の9-8(新たに特例輸入者となった者についての取扱い)のとおり特例輸入者となった日以後3月を経過する日とすることができるに留意する。</p> <p>(5) <u>申請を承認する場合は、電子帳簿保存法第6条第5項の規定に基づく、みなし承認を原則とする。</u> なお、「<u>関税関係帳簿・関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p>認通知書」(C-9350)を作成した場合は、<u>みなし承認期日までに申請者に交付する。</u></p> <p><u>(6) 承認申請を却下する場合は、「関税関係帳簿・関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書」(C-9370)を作成し、みなし承認期日までに申請者に交付する。</u></p> <p><u>(取りやめの届出手続等)</u></p> <p><u>7の9-3 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の取りやめの手続等については、次による。</u></p> <p><u>(1) 取りやめの届出書の提出</u></p> <p><u>関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特例輸入者が、電子帳簿保存法第7条第1項の規定に基づき、自己の都合により、その承認を受けている関税関係帳簿書類の全部又は一部について、電磁的記録による保存等の取りやめをしようとする場合には、あらかじめ、「関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」(C-9330)（以下この節において「取りやめの届出書」という。）2通（原本、届出者用）を、担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。</u></p> <p><u>ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u></p> <p><u>(2) 記載事項</u></p> <p><u>電子帳簿保存法施行規則第6条第1項第5号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税における届出状況等を記載させる。</u></p> <p><u>(3) 保存の義務</u></p> <p><u>取りやめの届出書の提出があったときは、その提出の日に、その届出書に記載された関税関係帳簿書類に係る承認の効力が失われることから、その後に保存等を行うこととなるものは書面にて保存等を行わなければならなくなるほか、電子帳簿保存法第4条第1項又は第2項の承認を受けてい関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等を取りやめる場合は、既に</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p><u>電磁的記録等により保存等を行っているものはその時点で書面に出力して保存しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>また、電子帳簿保存法第4条第3項の承認を受けている関税関係書類の電磁的記録による保存を取りやめる場合は、電磁的記録の基となった書類を保存しているときは当該書類を、電磁的記録の基となった書類を破棄しているときはその届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意する。</u></p> <p><u>(変更の届出及び適用届出書の提出手続等)</u></p> <p><u>7の9-4 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の変更の手続及び規則第1条の4において準用する電子帳簿保存法施行規則第3条第7項の規定に基づく適用届出書の提出の手続等については、次による。</u></p> <p><u>(1) 変更の届出書の提出</u></p> <p><u>関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特例輸入者が、電子帳簿保存法第7条第2項の規定に基づき、承認を受ける際に承認申請書（その申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（関税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨を記載した「関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」（C-9340）（以下「変更の届出書」という。）2通（原本、届出者用）を、担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u></p> <p><u>変更の届出書の提出を要するのは、承認申請書及び添付書類に記載した事項を変更する場合であるが、具体的には、承認の要件に係る次に掲げるようなシステム変更を行った場合がこれに該当することとなる。</u></p> <p><u>イ 関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等のうち、訂正加除の履歴の確保や検索機能の確保に係る変更</u></p> <p><u>ロ 使用するシステムの全面的な変更（使用していた市販ソフトの変更を含むが、いわゆる同一ソフトのバージョンアップは含まない。）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(2) <u>記載事項</u> <u>電子帳簿保存法施行規則第6条第2項第5号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税における届出状況等を記載させる。</u></p> <p>(3) <u>法第7条の13《許可の承継についての規定の準用》の規定による特例輸入者承認の承継があった場合は、電子帳簿保存法に係る承認も承継されたものとして取扱う。</u></p> <p>(4) <u>適用届出書の提出</u> <u>規則第1条の4において準用する電子帳簿保存法施行規則第3条第7項の規定に基づき、関税関係書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特例輸入者が行う適用届出書の提出は、「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書」（C-9345）2通（原本、届出者用）を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該適用届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その適用届出書を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。</u> <u>なお、既に承認を受けている装置以外を使用し、規則第1条の4において準用する電子帳簿保存法施行規則第3条第7項に規定する「過去分重要書類」に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合であって、当該装置の概要を適用届出書に記載した場合、上記(1)の「変更の届出書」を改めて提出する必要はない。</u></p> <p>(5) <u>適用届出書の記載事項</u> <u>規則第1条の4において準用する電子帳簿保存法施行規則第3条第7項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の提出の有無、適用届出書を提出している場合には、その適用届出書に係る提出年月日、主な書類の種類名称及び所轄税務署長等を記載させる。</u></p> <p><u>(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p><u>更しようとする場合の手続)</u></p> <p><u>7の9-5 特例輸入者に係る電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下この節において「COM」という。）による保存に変更しようとする場合の手続等は、次による。</u></p> <p><u>(1) 承認申請書の提出</u></p> <p><u>電子帳簿保存法第9条《電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用》の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けている関税関係帳簿書類について、電磁的記録による保存をCOMによる保存に変更しようとする場合は、「関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」（C-9320）（以下この項において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u></p> <p><u>(2) 承認申請書の記載事項</u></p> <p><u>電子帳簿保存法施行規則第5条第1項第7号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認を受けている場合の国税における承認申請の状況等を記載させる。</u></p>
(削除)	<p><u>（承認の取消し等）</u></p> <p><u>7の9-6 特例輸入者に係る承認の取消し等の取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>(1) 取消しの処理</u></p> <p><u>電子帳簿保存法第8条第2項の規定に基づく承認の取消しの特例輸入者への通知は、「関税関係帳簿・関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書」（C-9360）を作成し、特例輸入者に交付することにより行うこととする。</u></p> <p><u>(2) 保存等の義務</u></p> <p><u>電子帳簿保存法第8条の規定に基づく承認の取消しの効力は、その取消しの通知がされたときから生じることから、この承認の取消しの通知がさ</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>れた後に保存等を行うこととなるものは書面にて保存等を行わなければならなくなるほか、電子帳簿保存法第4条第1項又は第2項の承認が取り消された場合については、既に電磁的記録等により保存等を行っているものはその取消しの通知がされた時点で書面に出力して保存しなければならないが、同条第3項の承認が取消された場合の、その後の保存の形態についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 特例輸入者の承認が失効した場合の取扱い <u>法第7条の11第1項の規定に基づき特例輸入者の承認が失効した場合には、その失効をもつて電磁的記録による保存等の承認も失効する。ただし、当該特例輸入者の承認の失効が、電磁的記録による保存等の承認の取消しに基づくものではない場合、同条第2項の規定に基づく帳簿書類の保存等は電磁的記録によって差し支えないこととする。</u></p>
(削除)	<p><u>(COMによる保存等の取扱い)</u></p> <p><u>7の9-7 電子帳簿保存法第9条の規定に基づくCOMによる保存等の承認申請、取りやめの届出及び変更の届出に係る手続等並びに承認の取消し等については、前記7の9-2から7の9-4まで、並びに7の9-6に規定する電磁的記録による保存等の取扱いに準じる。</u></p> <p><u>(新たに特例輸入者となった者についての取扱い)</u></p> <p><u>7の9-8 新たに特例輸入者となった者については、電子帳簿保存法第6条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する「新たに設立された法人」に準じて取扱うこととする。すなわち、新たに特例輸入者となった者が、特例輸入者となった日までに承認を受けようとする関税関係帳簿書類について既に所轄税務所長等から国税関係帳簿書類として電磁的記録等による保存等の承認を受けている場合、又は特例輸入者となった日以後6月を経過するまでの間に電磁的記録等による保存等を開始する場合、承認申請書は、特例輸入者となった日以後3月を経過する日までに提出することができることと</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3節 賦課課税方式による関税の確定</p> <p>(加算税に係る賦課決定の手続)</p> <p>8-2 法第8条第2項の規定による加算税に係る賦課決定の手続は、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 法第12条の2第4項第1号の規定に基づき、正当な理由があると認められる事実により加算税を徴収しない場合には、上記(1)に準じた決議を行う。この場合において、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書の記載事項のうち、必要がないと認められる事項についてはその記入を省略して差し支えない。</p> <p>ただし、後記12の2-17の(5)に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>9の11-6 令第8条の2及び規則第1条の17の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) 規則第1条の17第2項第2号に掲げる書類は、「担保提供書」(C-1090)とし、担保を提供しようとする者は、その担保の種類に応じ、「担保提供書」2通に規則第1条の17第2項から第6項までに掲げる書類を添付して提出するものとする。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。</p> <p>(2) 規則第1条の17第4項第1号に掲げる書類は、「振替株式等担保（提供・</p>	<p>する。</p> <p>第3節 賦課課税方式による関税の確定</p> <p>(加算税に係る賦課決定の手続)</p> <p>8-2 法第8条第2項の規定による加算税に係る賦課決定の手続は、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 法第12条の2第3項第1号の規定に基づき、正当な理由があると認められる事実により加算税を徴収しない場合には、上記(1)に準じた決議を行う。この場合において、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書の記載事項のうち、必要がないと認められる事項についてはその記入を省略して差し支えない。</p> <p>ただし、後記12の2-1の(5)に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>9の11-6 令第8条の2及び規則第2条の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) 規則第2条第2項第2号に掲げる書類は、「担保提供書」(C-1090)とし、担保を提供しようとする者は、その担保の種類に応じ、「担保提供書」2通に規則第2条第2項から第6項に掲げる書類を添付して提出するものとする。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。</p> <p>(2) 規則第2条第4項第1号に掲げる書類は、「振替株式等担保（提供・解除）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>解除) 申出書」(C-1095) とし、2通提出するものとする。</p> <p>(3) 規則<u>第1条の17第5項第2号イ及び第3号イ</u>に掲げる書類は、登記事項証明書又は登記簿若しくは登録原簿の謄本とする。</p> <p>(4) 規則<u>第1条の17第5項第1号イ、第2号イ及び第3号イ</u>に規定する登記事項証明書について、税関官署において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には提出を要しないものとする。</p> <p>(5) 規則<u>第1条の17第6項第1号イ及び第2号イ</u>に掲げる書類は、当該保証人の作成した「保証書」(C-1100-1又はC-1100-2)又は法令保証証券(輸入貨物に係る納税保証)とする。</p> <p>なお、据置担保の場合は「保証書(据置担保用)」(C-1105-1若しくはC-1105-2又はC-1106-1若しくはC-1106-2)又は法令保証証券(輸入貨物に係る納税保証:据置担保用)とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券(輸入貨物に係る納税保証:一括保証用)とする。</p> <p>(6)～(15) (省略)</p> <p><u>(過少申告加算税の軽減措置に係る用語の意義及び取扱い)</u></p> <p>12の2-1 法第12条の2第3項に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。</p> <p>(1) 同項の「次に掲げる関税関係帳簿若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合」とは、規則第2条第1項に規定する法第12条の2第3項の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書(以下この項において「適用届出書」という。)があらかじめ規則第2条第1項に規定する申告先税関長に提出されて</p>	<p>申出書」(C-1095) とし、2通提出するものとする。</p> <p>(3) 規則<u>第2条第5項第2号イ及び第3号イ</u>に掲げる書類は、登記事項証明書又は登記簿若しくは登録原簿の謄本とする。</p> <p>(4) 規則<u>第2条第5項第1号イ、第2号イ及び第3号イ</u>に規定する登記事項証明書について、税関官署において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には提出を要しないものとする。</p> <p>(5) 規則<u>第2条第6項第1号イ及び第2号イ</u>に掲げる書類は、当該保証人の作成した「保証書」(C-1100-1又はC-1100-2)又は法令保証証券(輸入貨物に係る納税保証)とする。</p> <p>なお、据置担保の場合は「保証書(据置担保用)」(C-1105-1若しくはC-1105-2又はC-1106-1若しくはC-1106-2)又は法令保証証券(輸入貨物に係る納税保証:据置担保用)とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券(輸入貨物に係る納税保証:一括保証用)とする。</p> <p>(6)～(15) (同左)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いる場合における法第12条の2第3項各号の関税関係帳簿であって、規則第2条第4項に定める要件を満たしている場合をいう。したがって、法第12条の2第3項に規定する保存義務者があらかじめ適用届出書を提出している場合であっても、規則第2条第4項に規定するいずれかの要件を満たしていない場合又は令第83条第5項の規定により関税関係帳簿に記載すべき事項の全部について当該関税関係帳簿への記載を省略している場合は、法第12条の2第3項の規定は適用されない。</p> <p>(2) 規則第2条第1項の「あらかじめ……提出している場合」については、適用届出書の提出が、法第12条の2第3項の規定の適用を受けようとする関税についての修正申告又は更正に係る貨物の輸入申告の日までに提出されているときは、その適用届出書は、あらかじめ、税関長に提出されているものとして取り扱うこととする。</p> <p>(3) 法第12条の2第3項の規定の適用に当たって、法第12条の4第5項において準用する法第12条第4項の規定により重加算税の全額が切り捨てられた場合についても、法第12条の2第3項ただし書に規定する「隠蔽し、又は仮装」に該当することに留意する。</p> <p>(4) 合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者（以下(4)において「被合併法人等」という。）が提出していた適用届出書は、合併法人又は営業譲渡を受けた者（以下(4)において「合併法人等」という。）の関税関係帳簿には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が提出していたことをもって、その関税関係帳簿について同項の規定の適用を受けられることにはならないことに留意する。</p> <p>（過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出手続）</p> <p>12の2-2 規則第2条第1項の規定による届出は、「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」（C-9300）2通（原本、届出者用）を同項に規定する申告先税関長の所属する税関（以下後記12の2-4までにおいて「申告先税関」という。）の輸入事</p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。</p>	
<p>なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る届出書を提出する場合に限る。）又は署所の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める届出書の提出先部門をいう。以下後記12の2-4までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付するとともに、その届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。</p>	<p>(取りやめの届出手続)</p> <p>12の2-3 規則第2条第2項の規定による届出は、「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書」（C-9310）2通（原本、届出者用）を申告先税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(変更の届出手続)</u></p> <p><u>12の2－4 規則第2条第3項の規定による届出は、「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書」(C-9320) 2通(原本、届出者用)を申告先税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門(特例輸入者が関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る届出書を提出する場合に限る。)又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付するとともに、その届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。</u></p> <p><u>変更の届出書の提出を要するのは、規則第2条第1項の届出書に記載した事項を変更する場合であるが、例えば、使用するシステムの全面的な変更のほか、訂正又は削除の履歴の確保、帳簿と書類の相互関連性の確保及び検索機能の確保に係るシステムの大幅な変更(使用していた市販ソフトの変更を含み、いわゆる同一ソフトのバージョンアップは含まない。)を行った場合がこれに該当することとなる。</u></p> <p><u>(システム変更を行った場合の取扱い)</u></p> <p><u>12の2－5 法第12条の2第3項の規定の適用を受けようとする保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された関税関係帳簿に係る電磁的記録(電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第2条第4項第2号ホの規定により保存すべき電磁的記</u></p>	<p>(新規)</p>
	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>録を含む。）については、システム変更後においても、規則第2条第4項に規定する要件に従って備付け及び保存（以下この項及び12の2-6において「保存等」という。）をしなければならないことに留意する。</p> <p><u>（注）法第12条の2第3項の規定の適用を受けようとする保存義務者の関税関係帳簿の保存等に係るシステム変更については、書面に出力し保存する取扱いによることはできないことに留意する。</u></p>	
<p><u>（電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義）</u></p> <p><u>12の2-6 規則第2条第4項第1号及び第2号の「法第105条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿に係る電磁的記録について、税関職員から提示又は提出の要求（以下この項において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その求めに応じること」とは、税関職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこの規定の適用（検索機能の確保の要件の緩和）は受けられないことに留意する。</u></p> <p><u>また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿の電磁的記録の全てが対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税関職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。</u></p> <p><u>（関税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法）</u></p> <p><u>12の2-7 規則第2条第4項第1号イ(1)の規定の適用に当たり、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム等</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>によることとしている場合には、当該規定の要件を満たすものとして取り扱うこととする。</p> <p>(関税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例)</p> <p>12の2-8 規則第2条第4項第1号イ(1)の規定の適用に当たり、電磁的記録の記録事項の誤りを是正するための期間を設け、当該期間が当該電磁的記録の記録事項を入力した日から1週間を超えない場合であって、当該期間内に記録事項を訂正し又は削除したものについて、その訂正又は削除の事実及び内容に係る記録を残さないシステムを使用し、規則第10条第1項第1号ニに掲げる書類に当該期間に関する定めがあるときは、当該規定の要件を満たすものとして取り扱う。</p>	
<p>(追加入力の履歴の確保の方法)</p> <p>12の2-9 規則第2条第4項第1号イ(2)の規定の適用に当たり、例えば、関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の入力時に、個々の記録事項に入力日又は一連番号等が自動的に付され、それを訂正し又は削除することができないシステムを使用する場合には、当該規定の要件を満たすこととなることに留意する。</p>	(新規)
<p>(帳簿書類間の関連性確保の方法)</p> <p>12の2-10 後記94-1(5)の規定は、規則第2条第4項第1号ロの規定の適用に当たり準用する。</p>	(新規)
<p>(検索機能の意義)</p> <p>12の2-11 規則第2条第4項第1号ハに規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭</p>	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p> <p>なお、輸入の許可書の番号その他の記録事項により同号の要件を確保することとしている場合には、当該記録事項により関税関係帳簿を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p> <p>(範囲を指定して条件を設定することの意義)</p> <p>12の2-12 規則第2条第4項第1号ハ(2)に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、原則として、令第83条第6項の規定により関税関係帳簿を保存すべきこととなる期間内の関税関係帳簿に係る電磁的記録を通じて、貨物の価格又は輸入の許可の年月日の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができるることをいうことに留意する。</p> <p>(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)</p> <p>12の2-13 規則第2条第4項第1号ハ(3)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該関税関係帳簿に係る検索の条件として設定した記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。</p> <p>(索引簿の備付けの特例)</p> <p>12の2-14 規則第2条第4項第2号ハの規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号ハの要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>(1) 日本産業規格Z6007に規定する計算機出力マイクロフィッシュ（以下の項において「COMフィッシュ」という。）を使用している場合において、COMフィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明瞭に出力されており、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合</p>	(新規)
	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 規則第2条第4項第2号ホに規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」が確保されている場合（当該機能が確保されている期間に限る。）</p> <p>(注) 索引簿の備付方法については、後記94の2-6のなお書きに掲げる方法と同様の方法によることを認める。</p>	
<p>(電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義)</p> <p>12の2-15 規則第2条第4項第2号ホに規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」とは、同項第1号ハ(保存義務者が法第105条の規定による関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようとしている場合には、同号ハ(1))に規定する検索機能に相当する検索機能をいう。したがって、当該検索により探し出された記録事項を含む電子計算機出力マイクロフィルムのコマの内容が自動的に出力されることを要することに留意する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(関税関係帳簿に関する規定の準用)</p> <p>12の2-16 規則第2条第5項の規定に基づき、同条第1項から第4項までの規定を法第12条の2第3項に規定する特例輸入関税関係帳簿に準用する場合の取扱いについては、前記12の2-1から12の2-15までの規定に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い)</p> <p>12の2-17 法第12条の2第4項第1号に規定する「正当な理由」とは、納税申告が過少であったことについて、真にやむを得ない事由があると認められる事実に基づく税額で、当該税額に過少申告加算税を賦課することが不当又は著しく過重な負担を課すこととなる場合をいい、例えば、次に掲げる事実がある場合がこれに当たる。ただし、輸入者等の関税法その他関税に関する</p>	<p>(過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い)</p> <p>12の2-1 法第12条の2第3項第1号に規定する「正当な理由」とは、納税申告が過少であったことについて、真にやむを得ない事由があると認められる事実に基づく税額で、当該税額に過少申告加算税を賦課することが不当又は著しく過重な負担を課すこととなる場合をいい、例えば、次に掲げる事実がある場合がこれに当たる。ただし、輸入者等の関税法その他関税に関する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>法律等の不知又は誤解に基づくものは、これに当たらないで留意する。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>（修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い）</p> <p>12の2-18 法第12条の2第1項及び<u>第5項</u>の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の内容を検討し、若しくはその輸入者に対する原産品であるとの確認のための資料の提供を求めた上で非違事項の指摘等により、当該輸入者が具体的な調査があったことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p> <p>（調査通知の相手方）</p> <p>12の2-19 後記105の2-4の規定は、法第12条の2<u>第5項</u>に規定する調査通知を行う場合について準用する。</p> <p>（修正申告書を受理した場合の取扱い）</p> <p>12の2-20 修正申告書を受理した通関担当部門は、当該修正申告書の提出が更正を予知してされたものである場合を除き、当該修正申告書の提出が法第12条の2<u>第5項</u>に規定する調査通知がある前に行われたものであるか否か等について輸入事後調査部門に照会する。</p> <p>（修正申告書の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い）</p> <p>12の2-21 修正申告書の提出が法第12条の2<u>第5項</u>に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われたものであるときは、同項の規定は適用されず、同条第1項から第4項までの規定による過少申告加算税を課すこととなるので</p>	<p>法律等の不知又は誤解に基づくものは、これに当たらないで留意する。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>（修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い）</p> <p>12の2-2 法第12条の2第1項及び<u>第4項</u>の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の内容を検討し、若しくはその輸入者に対する原産品であるとの確認のための資料の提供を求めた上で非違事項の指摘等により、当該輸入者が具体的な調査があったことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p> <p>（調査通知の相手方）</p> <p>12の2-3 後記105の2-4の規定は、法第12条の2<u>第4項</u>に規定する調査通知を行う場合について準用する。</p> <p>（修正申告書を受理した場合の取扱い）</p> <p>12の2-4 修正申告書を受理した通関担当部門は、当該修正申告書の提出が更正を予知してされたものである場合を除き、当該修正申告書の提出が法第12条の2<u>第4項</u>に規定する調査通知がある前に行われたものであるか否か等について輸入事後調査部門に照会する。</p> <p>（修正申告書の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い）</p> <p>12の2-5 修正申告書の提出が法第12条の2<u>第4項</u>に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われたものであるときは、同項の規定は適用されず、同条第1項から第3項までの規定による過少申告加算税を課すこととなるので</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>留意する。この場合において、当該調査通知に係る実地の調査が行われたか否かに関わらず、<u>同条第5項</u>の規定は適用されない。</p> <p>(修正申告書の提出が調査の終了の際の手続後に行われた場合の取扱い)</p> <p>12の2-22 修正申告書の提出が、次に掲げる日の翌日以後に行われたものであるときは、当該修正申告書の提出は、法第12条の<u>2第5項</u>に規定する調査通知がある前に行われたものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p>	<p>留意する。この場合において、当該調査通知に係る実地の調査が行われたか否かに関わらず、<u>同条第4項</u>の規定は適用されない。</p> <p>(修正申告書の提出が調査の終了の際の手続後に行われた場合の取扱い)</p> <p>12の2-6 修正申告書の提出が、次に掲げる日の翌日以後に行われたものであるときは、当該修正申告書の提出は、法第12条の<u>2第4項</u>に規定する調査通知がある前に行われたものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p>
<p>(過少申告加算税に係る「累積増差税額」の取扱い)</p> <p>12の2-23 法第12条の<u>2第7項</u>に規定する累積増差税額には、<u>同条第4項</u>の規定に基づき控除した税額、及び<u>同条第5項</u>の規定の適用がある修正申告書の提出に基づいて納付すべき関税は算入されないので、これに留意する。</p>	<p>(過少申告加算税に係る「累積増差税額」の取扱い)</p> <p>12の2-7 法第12条の<u>2第6項</u>に規定する累積増差税額には、<u>同条第3項</u>の規定に基づき控除した税額、及び<u>同条第4項</u>の規定の適用がある修正申告書の提出に基づいて納付すべき関税は算入されないので、これに留意する。</p>
<p>(期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い)</p> <p>12の3-2 前記12の2-18の規定は、法第12条の3第1項、第5項及び第6項の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</p>	<p>(期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い)</p> <p>12の3-2 前記12の2-2の規定は、法第12条の3第1項、第5項及び第6項の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</p>
<p>(期限後特例申告書等の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い)</p> <p>12の3-3 前記12の2-19から12の2-22までの規定は、法第12条の3第5項の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が同項に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われた場合における<u>同条第1項</u>に規定する無申告加算税に係る取扱いに準用する。</p>	<p>(期限後特例申告書等の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い)</p> <p>12の3-3 前記12の2-3から12の2-6までの規定は、法第12条の3第5項の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が同項に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われた場合における<u>同条第1項</u>に規定する無申告加算税に係る取扱いに準用する。</p>
<p>(無申告加算税に係る「累積納付税額」の取扱い)</p> <p>12の3-4 法第12条の3第8項に規定する累積納付税額には、<u>同条第1項</u>た</p>	<p>(無申告加算税に係る「累積納付税額」の取扱い)</p> <p>12の3-4 法第12条の3第8項に規定する累積納付税額には、<u>同条第1項</u>た</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>だし書、第5項及び第6項の規定の適用がある期限後特例申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額、及び同条第4項で準用する法第12条の2<u>第4項</u>の規定に基づき控除した税額は算入されないので、これに留意する。</p> <p>(重加算税対象税額の計算)</p> <p>12の4-2 重加算税の計算の基礎となる税額の計算に当たっては、法第12条の4<u>第1項から第3項まで</u>及び令第9条の5<u>第1項から第3項までの規定</u>により、隠蔽し、又は仮装されていない事実のみに基づいて計算した税額を控除して行うこととなるので、これに留意する。</p> <p>(重加算税の額を加算する場合の取扱い)</p> <p>12の4-3 前記12の3-5の規定は、法第12条の4<u>第3項又は第4項</u>の規定により重加算税の額を加算する場合の取扱いに準用する。</p> <p>(電磁的記録に係る重加算税の加重措置と法第12条の4第4項の重複適用)</p> <p>12の4-4 法第12条の4<u>第3項</u>の規定の適用がある場合であっても、同条第4項の規定に該当するときは、重加算税の額を加算する取扱いの重複適用があることに留意する。</p> <p>(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重に係る用語の意義及び取扱い)</p> <p>12の4-5 法第12条の4<u>第3項</u>に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。</p> <p>(1) 法第12条の4<u>第3項</u>に規定する「第94条の2<u>第3項</u>に規定する関税関係書類若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録……又は第94条の5の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し……前二項の規定に該当するとき」とは、保存義務者が</p>	<p>だし書、第5項及び第6項の規定の適用がある期限後特例申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額、及び同条第4項で準用する法第12条の2<u>第3項</u>の規定に基づき控除した税額は算入されないので、これに留意する。</p> <p>(重加算税対象税額の計算)</p> <p>12の4-2 重加算税の計算の基礎となる税額の計算に当たっては、法第12条の4<u>第1項又は第2項</u>及び令第9条の5<u>第1項又は第2項</u>の規定により、隠蔽し、又は仮装されていない事実のみに基づいて計算した税額を控除して行うこととなるので、これに留意する。</p> <p>(重加算税の額を加算する場合の取扱い)</p> <p>12の4-3 前記12の3-5の規定は、第12条の4<u>第3項</u>の規定により重加算税の額を加算する場合の取扱いに準用する。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>電磁的記録を直接改ざん等する場合のみならず、紙段階で不正のあった契約書、仕入書その他の輸入申告の内容を確認するために必要な書類（以下この項において「契約書等」という。）（作成段階で不正のあった電子取引の取引情報に係る電磁的記録を含む。）のほか、通謀等により相手方から受領した虚偽の契約書等を電磁的記録により保存している場合又は通謀等により相手方から受領した虚偽の電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存している場合等も含むことに留意する。</p> <p>(2) 法第94条の5に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録のうち、同条ただし書の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録に記録された事項に関しては、法第12条の4第3項の規定は、適用しない。</p> <p>第6章 通関</p> <p>第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p>67の3－4 法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3－5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C－9000）（以下この項から後記67の3－5までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下</p>	<p>【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】</p> <p>(注)下線を付した箇所が改正部分である。</p> <p>第6章 通關</p> <p>第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(特定輸出者の承認申請手續)</p> <p>67の3－4 法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3－5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C－9000）（以下この項から後記67の3－5までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關（以下この項において単に「担当税關」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税關の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
同じ。) へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。	同じ。) へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。
また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。	また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。
なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。	なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第59条の10第1項第4号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第59条の10第1項第4号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p>
<p>イ～ワ (省略)</p> <p>カ 法第94条第2項において準用する同条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び書類の名称その他当該帳簿及び書類の保存に関する状況 (当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存若しくは当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている場合又は当該書類に係る電磁的記録の保存若しくは当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えている場合に</p>	<p>イ～ワ (同左)</p> <p>カ 法第94条第2項において準用する同条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況 (当該帳簿書類の保存について、電子帳簿保存法の規定に基づく保存等の承認 (同条第3項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。) を受けている場合には、その旨を含む。)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、その旨を含む。)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(特定輸出者に係る帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>67の8-1 法第67条の8第1項に規定する<u>特定輸出者に係る帳簿の備付け等</u>に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第67条の8第1項の規定により特定輸出者が備え付けることとされている<u>特定輸出関税関係帳簿</u>については、令第59条の12に規定する事項を記載したものであれば、<u>税関用に特別の帳簿を備える必要はなく</u>、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記した<u>ものであっても差し支えない</u>。また、<u>例えば仕入書に輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号を追記したものであっても差し支えない</u>ので留意する。</p> <p>(2) 令第59条の12第4項に規定する「<u>特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し</u>」とは、例えば、<u>特定輸出関税関係帳簿に記載されている輸出の許可書の番号を特定輸出関税関係書類に付す方法、相互に関連する特定輸出関税関係帳簿と特定輸出関税関係書類の双方に仕入書番号、契約番号等の共通した番号を付す方法等</u>により、<u>特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係を確認する</u>ことができるように整理することをいう。また、<u>他の書類を確認すること等によって特定輸出関税関係帳簿の記載事項に関連する特定輸出関税関係書類が確認できる</u>場合には、<u>特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が明らかであるように整理されているものとして取り扱う</u>。</p> <p><u>なお、令第59条の12第4項の規定は、法第67条の8第2項において準用する法第94条の2の規定により特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存に代えている電磁的記録、同項において準用する法第94条の3の規定により特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存に代えている電磁的記録及び電子計</u></p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>67の8-1 法第67条の8第1項に規定する<u>帳簿書類の備付け等</u>に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第67条の8第1項の規定により特定輸出者が備え付けることとされている<u>帳簿</u>については、令第59条の12に規定する事項を記載したものであれば、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記した<u>もの、仕入書に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものなどであっても差し支えない</u>ので留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>算機出力マイクロフィルム並びに同項において準用する法第94条の5に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録についても適用されることに留意する。</p>	
<p>(3) 令第59条の12第4項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p>	<p>(2) 令第59条の12第4項に規定する「第1項の帳簿及び第2項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p>
<p>(保存義務者に関する規定の準用)</p> <p>67の8-2 特定輸出者が法第67条の8第2項において準用する法第94条の2から第94条の6までの規定に基づき、特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記94の2-1から94の2-39まで及び94の5-1から94の5-9までの規定に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(特例申告に関する規定の準用)</p> <p>67の8-2 特定輸出者が法第67条の8第2項の規定において準用する電子帳簿保存法の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく帳簿書類の保存を行う場合の取扱いについては、前記7の9-2から7の9-8まで（承認申請手続等・取りやめの届出手続等・変更の届出及び適用届出書の提出手続等・電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続・承認の取消し等・COMによる保存等の取扱い・新たに特例輸入者となつた者についての取扱い）の規定に準じて取り扱うものとする。</p>
<p>第9章 雜則</p> <p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>94-1 法第94条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第94条第1項の規定により輸入者が備え付けることとされている「<u>関税関係帳簿</u>」とは、令第83条第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸入者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、</p>	<p>第9章 雜則</p> <p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>94-1 法第94条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第94条第1項の規定により輸入者が備え付けることとされている「<u>帳簿</u>」とは、令第83条第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸入者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>例えば、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下この章において「仕入書等」という。）に輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号を追記したものでも差し支えない。</p>	<p>仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下この章において「仕入書等」という。）に<u>輸入許可年月日及び輸入許可番号</u>を追記したものでも差し支えない。</p>
<p>(2) 法第94条第2項において準用する同条第1項の規定により輸出者が備え付けることとされている「<u>関税関係帳簿</u>」とは、令第83条第2項において準用する同条第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸出者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、仕入書等に<u>輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号</u>を追記したものでも差し支えない。</p>	<p>(2) 法第94条第2項において準用する同条第1項の規定により輸出者が備え付けることとされている「<u>帳簿</u>」とは、令第83条第2項において準用する同条第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸出者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、仕入書等に<u>輸出許可年月日及び輸出許可番号</u>を追記したものでも差し支えない。</p>
<p>(3)及び(4) (省略)</p>	<p>(3)及び(4) (同左)</p>
<p>(5) 令第83条第6項に規定する「<u>関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し</u>」及び同条第8項に規定する「<u>関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し</u>」とは、<u>例えば、関税関係帳簿に記載されている輸出入の許可書の番号を関税関係書類に付す方法、相互に関連する関税関係帳簿と関税関係書類の双方に仕入書番号、契約番号等の共通した番号を付す方法等により、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係を確認することができるよう</u>に整理することをいう。また、他の書類を確認すること等によって<u>関税関係帳簿の記載事項に関連する関税関係書類が確認できる</u>場合には、<u>関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が明らかである</u>ように整理されているものとして取り扱う。</p>	<p>(5) 令第83条第6項に規定する「<u>第1項の帳簿及び第3項の書類を整理し</u>」とは、<u>帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになる</u>ように整理することをいう。</p>
<p>なお、令第83条第6項及び第8項の規定は、法第94条の2の規定により<u>関税関係帳簿の備付け及び保存並びに関税関係書類の保存に代えている電磁的記録、法第94条の3の規定により関税関係帳簿の備付け及び保存並びに</u>関税関係書類の保存に代えている電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルム並びに法第94条の5の電子取引の取引情報に係る電磁的記録に</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>についても適用されることに留意する。</p> <p>(6) (省略) (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(6) (同左)</p> <p>(7) <u>令第83条第8項に規定する「第2項において準用する第1項の帳簿及び第4項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。</u></p> <p><u>(承認申請手続等)</u></p> <p><u>94-2 前記7の9-2、7の9-3、7の9-4の(1)、(2)、(4)及び(5)、7の9-5、7の9-6の(1)及び(2)、7の9-7並びに7の9-8の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第1条の4」とあるのは「第10条」と、「新たに特例輸入者となった者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8」とあるのは「94-2において準用する7の9-8」と、「特例輸入者となった日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7の9-3中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-4中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、「第1条の4」とあるのは「第10条」と、「ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該適用届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その適用届出書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その適用届出書の写しを送付する」と、7の9-5中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中「7の9-2」とあるのは「94-2において準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しが含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者</u> と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。
(削除)	<u>（承認申請手続等）</u> <u>94-3 前記94-2の規定は、令第83条第2項に規定する輸出者について準用する。</u> この場合において、「法第94条第1項に規定する者」とあるのは「令第83条第2項に規定する輸出者」と、「94-2において準用する」とあるのは「94-3において準用する」と、「輸入予定地」とあるのは「輸出予定地」と、「第10条」とあるのは「第11条において準用する同規則第10条」と、「申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入」とあるのは「貨物を業として輸出」と、「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。
<u>（関税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲）</u> <u>94の2-1 法第94条の2第1項又は第94条の3第1項に規定する「関税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第10条第1項各号の要件に従って備付け及び保存（以下この項から後記94の2-39までにおいて「保存等」という。）が行われている当該関税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいう。</u> <u>したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができることに留意する。</u> <u>（注）この場合の関税関係帳簿に係る電磁的記録の媒体等についても保存義務者が任意に選択することができることに留意する。</u>	<u>（新規）</u>
<u>（法第94条の2第2項及び第3項の規定を適用する関税関係書類の単位）</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>94の2-2 法第94条の2第2項及び第3項の規定の適用に当たっては、一部の関税関係書類について適用することもできる。したがって、例えば、保存義務者における関税関係書類の作成及び保存の実態に応じ、関税関係書類の種類又は関税関係書類を作成若しくは保存する事業所等の単位ごとに適用することができることに留意する。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>なお、関税関係書類の電磁的記録による保存に当たっては、電磁的記録による保存を開始した日（保存に代える日）及び電磁的記録による保存を取りやめた日（保存に代えることをやめた日）を明確にしておく必要があることに留意する。</u></p>	
<p><u>(自己が作成することの意義)</u></p>	
<p><u>94の2-3 法第94条の2第1項及び第2項並びに第94条の3第1項及び第2項に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、関税関係帳簿又は関税関係書類（以下この章において「関税関係帳簿書類」という。）に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託している場合も、これに含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義)</u></p>	
<p><u>94の2-4 法第94条の2第1項及び第94条の3第1項に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機の使用を貫いて作成する場合をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(保存義務者が開発したプログラムの意義)</u></p>	
<p><u>94の2-5 規則第10条第1項第1号（同条第2項及び第4項第7号において準用する場合を含む。）に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したものも、これに含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)</u></p> <p><u>94の2-6 規則第10条第1項第1号イからニまで（同条第2項及び第4項第7号において準用する場合を含む。）に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。</u></p> <p><u>なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第1項第2号（同条第2項において準用する場合を含む。以下後記94の2-8までにおいて同じ。）に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第4項第5号に規定する電磁的記録の保存をする場所（以下94の2-7において「保存場所」という。）で、画面及び書面に、速やかに出力することができるとしているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(1) 同条第1項第1号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による関税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類</u></p> <p><u>(2) 同号ロに掲げる書類 システムの開発に際して作成した（システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した）、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類</u></p> <p><u>(3) 同号ハに掲げる書類 入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類</u></p> <p><u>(4) 同号ニに掲げる書類 入出力処理（記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。）の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類</u></p> <p><u>(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)</u></p> <p><u>94の2-7 規則第10条第1項第2号及び第4項第5号に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>とは、必ずしも関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムに限られないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 規則第10条第1項第2号及び第4項第5号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</u></p>	
<p><u>(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)</u></p> <p><u>94の2-8 規則第10条第1項第2号及び第10条の2第1項第2号に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義)</u></p> <p><u>94の2-9 規則第10条第1項第3号（同条第2項並びに第10条の2第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の「法第105条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」及び規則第10条第4項の「法第105条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類について、税関職員から提示又は提出の要求（以下この項において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その求めに応じるこ</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>と」とは、税関職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用（電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和）は受けられないと留意する。</p>	
<p>したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、規則第10条第4項第6号に掲げる要件（検索機能の確保に関する要件の全て）又は第2条第4項に定める要件（優良な電子帳簿に関する要件。なお、関税関係書類については、規則第10条第2項の規定によりこれを読み替えた要件。）が備わっていなかつた場合には、規則第10条第1項、第2項若しくは第4項又は第10条の2の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは関税関係帳簿書類とはみなされないこととなることに留意する。</p>	
<p>また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録の全てが対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税関職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>（検索機能及び範囲を指定して条件を設定することの意義）</p>	
<p>94の2-10 後記94の2-29及び94の2-32の規定は、規則第10条第2項に基づき保存する関税関係書類について準用する。</p>	
<p>（入力すべき記載事項の特例）</p>	<p>(新規)</p>
<p>94の2-11 法第94条の2第3項の適用に当たっては、関税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第10条第4項第5号に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されているこ</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>とにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。</u></p> <p><u>(スキャナの意義)</u></p> <p><u>94の2-12 規則第10条第3項に規定する「スキャナ」とは、書面の関税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置をいう。したがって、例えば、スマートフォンやデジタルカメラ等も、上記の入力装置に該当すれば、同項に規定する「スキャナ」に含まれることに留意する。</u></p>	
<p><u>(速やかに行うことの意義)</u></p> <p><u>94の2-13 規則第10条第4項第1号イに規定する「速やかに」の適用に当たり、関税関係書類の作成又は受領後おおむね7営業日以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内に入力している場合には同様に取り扱う。</u></p> <p><u>また、タイムスタンプを付す場合の期限である、同項第2号ロに規定する「速やかに」の適用に当たっても、同様に取り扱う。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(業務の処理に係る通常の期間の意義)</u></p> <p><u>94の2-14 規則第10条第4項第1号ロ及び第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、関税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(関税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認するこ</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>とができる場合（タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合）</u></p> <p><u>94の2-15 規則第10条第4項第2号口に掲げる要件に代えることができる同号柱書に規定する「当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」については、例えば、他者が提供するクラウドサーバ（同号ニに掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。）により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP（Network Time Protocol）サーバと同期することなどにより、その関税関係書類に係る記録事項の入力がその作成又は受領後、速やかに行われたこと（その関税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその関税関係書類に係る記録事項の入力がその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと）の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当する。</u></p> <p><u>（一の入力単位の意義）</u></p> <p><u>94の2-16 規則第10条第4項第2号口に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される関税関係書類は、その全てのページをいい、台紙に複数枚の関税関係書類（レシート等）を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。</u></p> <p><u>（認定業務）</u></p> <p><u>94の2-17 規則第10条第4項第2号口に規定する「一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。</u></p> <p><u>（タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保）</u></p> <p><u>94の2-18 規則第10条第4項第2号口に規定する「タイムスタンプ」は、当</u></p>	(新規)
	(新規)
	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>該タイムスタンプを付した関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。</p>	
<p><u>(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示)</u></p>	
<p>94の2-19 規則第10条第4項第2号ロ(1)に規定する「その他の方法」とは、 関税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該関税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(日本産業規格A列4番以下の大きさの書類の解像度の意義)</u></p>	
<p>94の2-20 規則第10条第4項第2号ハ括弧書に規定する「当該関税関係書類の作成又は受領する者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該関税関係書類の大きさが日本産業規格A列4番以下であるとき」における、同号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該関税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(対面で授受が行われない場合における関税関係書類の受領をする者の取扱い)</u></p>	
<p>94の2-21 規則第10条第4項第2号ハの規定の適用に当たり、郵送等により送付された関税関係書類のうち、郵便受箱等に投函されることにより受領が行われるなど、対面で授受が行われない場合における関税関係書類の取扱いについては、読み取りを行う者のいずれを問わず、当該関税関係書類の受領をする者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合に該当するものとして差し支えないものとする。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)</u></p> <p>94の2-22 規則第10条第4項第2号ニ(1)に規定する「関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいう。したがって、例えば、受領した関税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに関税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)</u></p> <p>94の2-23 規則第10条第4項第2号ニ(1)に規定する「関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った関税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいう。ただし、書面の情報（書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。）を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)</u></p> <p>94の2-24 規則第10条第4項第2号ニ(1)に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なる場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(入力を行う者等の意義)</u></p> <p>94の2-25 規則第10条第4項第3号に規定する「入力を行う者」とは、スキ ヤナで読み取った画像が当該関税関係書類と同等であることを確認する入力 作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業 を直接に監督する責任のある者をいう。したがって、例えば、企業内での最 終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の 者はこれに当たらないことに留意する。</p> <p>また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力 を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認することができる必要が あることに留意する。</p>	(新規)
<p><u>(入力者等の情報の確認の意義)</u></p> <p>94の2-26 規則第10条第4項第3号に規定する「入力を行う者又はその者を 直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」 とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏 名などの身分を明らかにするものの電磁的記録又は書面により、確認するこ とができるようにしておくことをいうことに留意する。</p>	(新規)
<p><u>(帳簿書類間の関連性確保の方法)</u></p> <p>94の2-27 前記94-1(5)の規定は、規則第10条第4項第4号の規定の適用に 当たり準用する。</p>	(新規)
<p><u>(4ポイントの文字が認識できることの意義)</u></p> <p>94の2-28 規則第10条第4項第5号ニの規定は、全ての関税関係書類に係る 電磁的記録に適用される。したがって、日本産業規格X6933又は国際標準化 機構の規格12653-3に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機 処理システムで入力し、同項第5号に規定するカラーディスプレイの画面及 びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認</p>	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての関税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。</p> <p>なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。</p>	
<p><u>(検索機能の意義)</u></p> <p>94の2-29 規則第10条第4項第6号（第10条の3において準用する場合を含む。以下後記94の2-33までにおいて同じ。）に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(検索できることの意義)</u></p> <p>94の2-30 規則第10条第4項第6号に規定する「検索をすることができる機能を確保しておくこと」とは、システム上検索機能を有している場合のほか、次に掲げる方法により検索できる状態であるときは、当該要件を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 関税関係書類の当該電磁的記録のファイル名に、規則性を有して記録項目を入力することにより電子的に検索できる状態にしておく方法</p> <p>(2) 当該電磁的記録を検索するために別途、索引簿等を作成し、当該索引簿等を用いて電子的に検索できる状態にしておく方法</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目)</u></p> <p>94の2-31 規則第10条第4項第6号に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先」には、例えば、次に掲げる関税関係書類の区分に応じ、</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。</p> <p>(1) <u>契約書</u> 契約年月日、契約金額及び取引先名称</p> <p>(2) <u>仕入書</u> 作成年月日、価格及び荷送人名称</p> <p>(3) <u>運賃明細書及び保険料明細書</u> 請求年月日、請求金額及び取引先名称</p> <p>(4) <u>包装明細書</u> 作成年月日及び荷送人名称</p> <p>(5) <u>価格表</u> 適用年月日又は受領年月日及び取引先名称</p> <p>(注) 輸入の許可書の番号等を関税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第10条第4項第4号の要件を確保することとしている場合には、当該許可書の番号等により関税関係帳簿の記録事項及び関税関係書類を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p>	
<p>(範囲を指定して条件を設定することの意義)</p> <p>94の2-32 規則第10条第4項第6号ロに規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、原則として、令第83条第6項の規定により関税関係書類を保存すべきこととなる期間内の関税関係書類に係る電磁的記録を通じて、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができるということに留意する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)</p> <p>94の2-33 規則第10条第4項第6号ハに規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該関税関係書類に係る検索の条件として設定した記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることに留意する。</p> <p>(電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い)</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>94の2-34 一般書類や過去分重要書類の保存に当たって、既に、電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けている場合において、これに当該事務の責任者の定めや対象範囲を追加して改訂等により対応するときは、改めて当該書類を作成して備え付けることを省略して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(一般書類及び過去分重要書類の保存における取扱い)</u></p> <p><u>94の2-35 規則第10条第5項及び第7項のスキャナ保存について、「関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」には、同条第4項第2号ロの要件に代えることができることに留意する。</u></p> <p><u>なお、この「関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」とは、前記94の2-15の方法により確認できる場合はこれに該当する。</u></p> <p><u>また、通常のスキャナ保存の場合と異なり、その関税関係書類に係る記録事項の入力が「同号（規則第10条第4項第1号）イ又はロに掲げる方法」によりされていることの確認は不要であり、入力した時点にかかわらず、入力した事実を確認できれば足りることに留意する。</u></p> <p><u>(災害その他やむを得ない事情)</u></p> <p><u>94の2-36 規則第10条第6項及び第8項に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次による。</u></p> <p>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、崖崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに起因する災害をいう。</p> <p>(2) 「やむを得ない事情」とは、上記(1)に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</p> <p>なお、上記のような事象が生じたことを証明した場合であっても、当該事象の発生前から保存に係る各要件を満たせる状態になかったものについて</p>	(新規)
	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、これらの規定の適用はないことに留意する。</p> <p><u>(適用届出書の提出手続)</u></p> <p>94の2-37 規則第10条第7項の規定に基づき、関税関係書類の電磁的記録による保存をもって当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者が行う適用届出書の提出は、「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書」(C-9345) 2通(原本、届出者用)を同項の輸入申告に係る税関長の所属する税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。適用届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その適用届出書の写しを送付するものとする。</p> <p>なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門(特例輸入者が関税関係書類又は特例輸入関税関係書類に係る適用届出書を提出する場合に限る。)又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該適用届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付するとともに、その適用届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。</p> <p><u>(途中で電磁的記録等による保存等をやめた場合の電磁的記録等の取扱い)</u></p> <p>94の2-38 法第94条の2第1項に規定する保存義務者が同項若しくは同条第2項又は第94条の3第1項若しくは第2項の適用を受けている関税関係帳簿書類について、その保存期間の途中で電磁的記録による保存等を取りやめることとした場合には、当該取りやめることとした関税関係帳簿書類については、取りやめることとした日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないことに留意する。</p> <p>また、法第94条の2第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより</p>	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録について、その保存期間の途中でその財務省令で定めるところに従った電磁的記録による保存を取りやめることとした場合には、その電磁的記録の基となった関税関係書類を保存しているときは当該関税関係書類を、廃棄しているときはその取りやめることとした日において適法に保存している電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意する。</p> <p><u>(システム変更を行った場合の取扱い)</u></p> <p>94の2-39 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された関税関係帳簿書類に係る電磁的記録（以下この項において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第10条又は第10条の2に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。</p> <p>この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分の電磁的記録（法第94条の2第1項又は第2項に規定する財務省令で定めるところにより保存等が行われていた関税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。）を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認める。</p> <p>また、上記の場合において、法第94条の2第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意する。</p> <p><u>(貨物を業として輸入する者についての規定の準用)</u></p> <p>94の2-40 規則第11条の規定に基づき、規則第10条の規定を貨物を業として</p>	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸出する者に準用する場合の取扱いについては、前記94の2－1から94の2－39までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p><u>(電子取引の範囲)</u></p> <p>94の5－1 法第94条の5に規定する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当する。したがって、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。</p> <p>イ いわゆるEDI取引</p> <p>ロ インターネット等による取引</p> <p>ハ 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）</p> <p>ニ インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引</p> <p>(2) 「その他これらに準ずる書類」には、令第83条第5項の規定に基づき関税関係帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。</p>	
<p><u>(ファクシミリの取扱い)</u></p> <p>94の5－2 ファクシミリを使用して取引に関する情報をやり取りする場合について、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による取引があったものとして取り扱うが、複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合については、法第94条の5に規定する電子取引に該当することから、規則第10条の3に規定する要件に従って当該電磁的記録の保存が必要となることに留意する。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(電磁的記録等により保存すべき取引情報)</u></p> <p><u>94の5-3 法第94条の5の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要する。したがって、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。</u></p> <p>(2) <u>取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認めること。</u></p> <p>(3) <u>取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。</u></p> <p>(4) <u>見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）したものを作成することとしている場合には、これを認める。</u></p> <p>(注) <u>いわゆるEDI取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義)</u></p> <p><u>94の5-4 規則第10条の3第1項の「法第105条（税関職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税関職員から提示又は提出の要求（以下この項において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>状態で電磁的記録の保存を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その求めに応じること」とは、税関職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこの規定の適用（検索機能の確保の要件の緩和）は受けられないと留意する。</p>	
<p>また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録の全てが対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税関職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。</p>	
<p><u>(保存を行う者等の意義)</u></p>	
<p>94の5-5 前記94の2-25の規定は、規則第10条の3第1項第2号に規定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用に当たり準用する。</p>	(新規)
<p><u>(速やかに行うことの意義)</u></p>	
<p>94の5-6 規則第10条の3第1項第2号イに規定する「速やかに」の適用に当たり、取引情報の授受後おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。</p>	(新規)
<p>なお、同号口に規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付している場合には同様に取り扱う。</p>	
<p><u>(業務の処理に係る通常の期間の意義)</u></p>	
<p>94の5-7 規則第10条の3第1項第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、取引情報の授受からタイムスタンプを付すまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。</p>	(新規)
<p>なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。</p> <p><u>(規則第10条の3第1項第3号に規定するシステムの例示)</u></p> <p>94の5-8 規則第10条の3第1項第3号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。</p> <p>また、同号口に規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができない」とは、例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。</p> <p><u>(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程)</u></p> <p>94の5-9 規則第10条の3第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。</p> <p>(1) <u>自らの規程のみによって防止する場合</u></p> <p>イ <u>データの訂正削除を原則禁止</u></p> <p>ロ <u>業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）</u></p> <p>ハ <u>データ管理責任者及び処理責任者の明確化</u></p> <p>(2) <u>取引相手との契約によって防止する場合</u></p> <p>イ <u>取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。</u></p>	<p>(新規)</p>
	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ <u>事前に上記契約を行うこと。</u></p> <p>△ <u>電子取引の種類を問わないこと。</u></p> <p><u>(貨物を業として輸入する者についての規定の準用)</u></p> <p><u>94の5-10 規則第11条の規定に基づき、規則第10条の3の規定を貨物を業として輸出する者に準用する場合の取扱いについては、前記94の5-1から94の5-9までの規定に準じて取り扱うものとする。</u></p>	(新規)